

R08 島根県中小企業制度融資等一覧表

1 中小企業制度融資

	資金名	資金用途	融資限度額		融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘 要 (融資対象者等)
			(千円)		責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
一 般 ・ 小 規 模	一般資金	設備 運転 借換	設備80,000 運転50,000 借換80,000	1.55	1.40	設備12(1.0) 運転 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.95~ 3.05	1.80~ 3.10	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者	
	一般資金(経営者保証非提供枠)	設備 運転 借換	80,000	1.55	1.40	10(1.0)	0.60~ 1.90	0.60~ 2.10	2.15~ 3.45	2.00~ 3.50	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を適用する場合に限る)	
	小規模企業特別資金	設備 運転	20,000	/	1.30	10(1.0)	/	0.20~ 1.20	/	1.50~ 2.50	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者	
	小規模企業育成資金	設備 運転	20,000	1.45	1.30	10(1.0)	0.20~ 1.05	0.20~ 1.20	1.65~ 2.50	1.50~ 2.50	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	
特 別	創業 創業者支援資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.35	1.20	設備12(2.0) 運転10(2.0)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50 [0.20~ 0.71]	1.55~ 2.65	1.40~ 2.70 [1.40~ 1.91]	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満) ※[ ]は創業関連保証を適用する場合	
	新事業・ 承継 新事業展開強化資金	設備 運転	設備80,000 運転50,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)	
	経営改善 長期借換 資金	運転	280,000	1.65	1.50	15(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	2.05~ 3.15	1.90~ 3.20	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者	
	改善・ 借換 協調支援型経営課題 対応特別資金	設備 運転	280,000	1.50	/	設備10(3.0) 運転設備 10(3.0) 運転10(1.0)	(1)0.30~ 1.27 (2)0.34~ 1.43	/	(1)1.80~ 2.77 (2)1.84~ 2.93	/	左記(1)又は(2)に該当し、経営課題の解決に取り組む者	
	再生 経営改善サポート資金	設備 運転	280,000	1.75	1.60	15(3.0)	0.40	0.40	2.15	2.00	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者	
緊 急	再生支援資金	運転	50,000	2.35	2.20	10(1.5)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50	2.55~ 3.65	2.40~ 3.70	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者	
	セーフティネット資金	運転	80,000	1.45	1.30	8(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者	
	災害復旧資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.45	1.30	12(2.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者	
	経済変動等資金	その都度知事が定める										
	三菱マヒンドラ農機 等対応枠	設備 運転	【一般保証枠】 280,000 【SN保証2号枠】 280,000	1.45	1.30	10(1.0)	0.40~1.50	0.40~ 1.70 [0.40~ 0.91]	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00 [1.70~ 2.21]	三菱農機等の農業用機械事業からの撤退により、影響を受けたもの ※[ ]はSN2号保証の認定を受けた場合	
災害対策特別資金	その都度知事が定める											
令和8年島根県東 部を震源とする地震 災害対策特別資金	設備 運転	120,000	1.35	1.20	12(3.0)	0.40~ 1.05	0.40~ 1.20	1.75~ 2.40	1.60~ 2.40	島根県東部を震源とする地震により、直接的・間接的な被害を受けた者(各種特例措置適用保険を適用する場合の保証料率は年0.40%~年0.71%)		

(注)

- 保証料率は、借受者の財務情報をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
- 一般資金(経営者保証非提供枠)、協調支援型経営課題対応特別資金及び経営改善サポート資金の取扱期間は令和9年3月31日保証申込分までとする。
- 経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和9年3月31日保証承諾分までとする。
- 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.4%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
- 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
- 一般資金(経営者保証非提供枠)の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.60~1.90%、責任共有外年0.60~2.10%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.65~1.95%、責任共有外年0.65~2.15%となる。
- 協調支援型経営課題対応特別資金の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.30~1.43%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.45~1.90%となる。
- 令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金の融資利率、保証料率は借入当初3年間、それぞれ利子補給、保証料補給により年0%となる。(ただし、利子補給について、期限の利益を喪失したものを除く。)なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、年0.25%又は年0.45%の保証料が上乗せになり、借入当初3年間についても事業者負担とする。